

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	上馬淵川漁業協同組合						
	住 所	二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地 9						
2 漁業権の免 許番号	内共第17号 (馬淵川)							
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間			
		あゆ	友釣り がら掛け	馬淵川と安比川との合流点から上流の馬淵川本支流の免許区域(安比川の本支流を除く。)	7月1日から11月30日までの期間 内で組合が定めて公表する期間			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うなぎ	置釣り	〃	1月1日から12月31日まで			
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃			
		こい	餌釣り	〃	〃			
		ふな	〃	〃	〃			
		わかさぎ	〃	大志田ダム湖(菜魚湖)の区域	1月1日から12月31日までの期間 内で組合が定めて公表する期間			
	ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は、1日に2尾以内とする。							
	イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間			
		一戸町越田発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流200メートルの地点までの区域			1月1日から12月31日まで			
		一戸町姉帯字名子根えん堤上流端から上流300メートルの地点までの区域						
		葛巻町市部内大名神淵から上流300メートルの地点までの区域						
		葛巻町寺畑屋淵から上流200メートルの地点までの区域						
		葛巻町泡淵から上流200メートルの地点までの区域						
一戸町大志田ダムえん堤上流端の上流1.5キロメートルの地点から同えん堤下流端の下流510メートル(大志田機場管理用道路の大志田橋)の地点までの区域								
(3) 漁具漁法の 制限								
(4) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長				
	やまめ(ひかりを含む。)			13センチメートル以下				
	いわな			〃				
	うなぎ			30センチメートル以下				
	うぐい			10センチメートル以下				
	こい			〃				
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	1,400円	9,000円	組合事務所及び指定販売所	
			うぐい やまめ	餌釣り、擬餌釣り				
			いわな					
			うなぎ	置釣り				
			こい ふな	餌釣り				
	雑魚	うぐい やまめ	餌釣り 擬餌釣り	800円	6,000円			
		いわな						
		うなぎ	置釣り					

			こい ふな	餌釣り			
	わかさぎ	わかさぎ		餌釣り	800円		
	<p>ア 小学生以下は、無料とする。</p> <p>イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生以下、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>						
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
		全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所
			やまめ いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り			
			うなぎ	置釣り			
			こい ふな	餌釣り			
		雑 魚	やまめ いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り	17,000円	15,200円	
			うなぎ	置釣り			
	こい ふな		餌釣り				
5 遊漁承認証に関する事項	<p>(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。</p> <p>(2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。</p> <p>(3) わかさぎについては、共通遊漁承認証の対象外とする。</p>						
6 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>						
7 漁場監視員に関する事項	<p>(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。</p>						
8 違反者に対する措置に関する事項	<p>組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。</p>						